

群馬大学大学院社会情報学研究科長期履修学生制度に関する内規

平成22年1月20日 制定

改正 平成26年4月1日

平成27年4月1日

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院学則第16条の2の規定に基づき、群馬大学大学院社会情報学研究科における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修学生制度」という。）に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この内規において、「長期履修学生制度」とは、職業を有している等の事情で、学修及び研究指導を受ける時間に制約を受けるため、群馬大学大学院学則第7条に定める標準修業年限を超えて在学しなければ課程を修了することが困難な者に対して、本人の申請に基づいて審査し、標準修業年限を超える長期履修をあらかじめ認めることにより、計画的な課程の修了と学位の取得を可能にする制度をいう。

(対象者)

第3条 長期履修学生制度の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 有職者で、業務のため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者
- (2) 家事、育児、介護等に従事するため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者
- (3) その他長期履修学生制度の適用に足る事由を研究科長が認めた者

(履修期間)

第4条 長期履修学生制度により認められる在学期間は、3年から4年とする。

(授業料)

第5条 授業料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(申請時期)

第6条 長期履修学生制度は、入学時又は1年修了時に申請できるものとする。

(申請手続)

第7条 長期履修学生制度に申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 長期履修学生制度申請書
- (2) 長期履修学生制度による履修計画及び研究計画書
- (3) 職業を有している者については、在職を証明する書類
- (4) その他社会情報学研究科学務委員会が必要と認めた書類

(適用認定)

第8条 長期履修学生制度の適用については、社会情報学研究科学務委員会の議を経て、研究科長が認定する。

(短 縮)

第9条 当初認められた履修期間を短縮しようとする者は、長期履修期間短縮願により申請し、社会情報学研究科学務委員会の議を経て、研究科長が認定する。

(課程の修了認定)

第10条 長期履修学生の単位の認定及び課程修了の認定は、群馬大学大学院学則及び群馬大学大学院社会情報学研究科規程の定めるところによる。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、社会情報学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この内規は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。